

犬や猫の保護・譲渡活動を行う方へ
こんな方はおられますか？

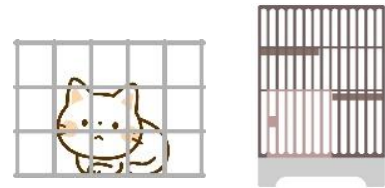


☐ 犬や猫を10頭以上飼っている



☐ その犬や猫はペットではない（他の人へ譲る
目的で飼っている、または預かっている）

☐ 自宅等でケージに入れる、専用部屋で飼う、
または専用施設で飼うなど、人の居住部分と分
けて飼っている



全てに ☒該当する ときは・・・

「第二種動物取扱業」の届出が必要です
熊本市動物愛護センター へご相談ください

※動物を飼っている場所が熊本市外の場合：管轄の保健所へ

相談・届出先
熊本市動物愛護センター
TEL:096-380-2153
(平日 8:30~17:15)

「第二種動物取扱業」ってなに？
という方も、おたずねください



※詳しくはこちら（熊本市動物愛護センターホームページリンク）⇒⇒⇒
R7.11